

北海道低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下、法という。）に定める低炭素建築物新築等計画の認定申請等の手数料は、次のとおりとなります。（事前に登録機関の技術審査を受けた場合）

1. 法53条第1項に係る認定申請手数料、法第55条第1項に係る変更認定申請手数料

（工事着手予定時期、工事完了予定時期の変更を除く）

【ア 住戸単位の申請の場合】

認定申請を行う住戸の戸数に応じた棟単位の金額（変更認定申請についても同額）

認定申請する住宅の戸数	手数料
1戸のもの	9,100円
2戸以上5戸以内のもの	14,700円
6戸以上10戸以内のもの	22,600円
11戸以上25戸以内のもの	35,300円
26戸以上50戸以内のもの	56,700円
51戸以上100戸以内のもの	98,600円
101戸以上200戸以内のもの	154,000円
201戸以上300戸以内のもの	193,000円
301戸以上のもの	206,000円

【認定申請手数料計算例】

- 70戸建のマンションにあって、全ての住戸（70戸）の認定申請をする場合
98,600円/棟
- 70戸建のマンションにあって、35戸のみ認定申請をする場合
56,700円/棟

【イ 共同住戸において住棟単位の申請の場合】

共同住宅の総戸数において【ア 住戸単位の申請の場合】に係る手数料の額に下記の手数料を加えた金額（変更認定申請についても同額）

共同住宅の共用部分の面積	手数料
300㎡以内のもの	14,700円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	35,300円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	98,600円
5,000㎡を超えるもの	154,000円

【認定申請手数料計算例】

- 70戸建、共用部分の面積が800㎡のマンションにあって、全ての住戸（70戸）の認定申請と住棟単位の認定申請をする場合
98,600円+35,300円=133,900円/棟
 - 70戸建、共用部分の面積が800㎡のマンションにあって、35戸のみの住戸単位の認定申請と住棟単位の認定申請をする場合
98,600円+35,300円=133,900円/棟
- ※住戸単位の申請が少なくなっても共同住宅の総戸数により住戸部分の申請手数料が決まるため、（1）と同額となる。

【ウ 非住宅建築物の申請の場合】

建築物の延べ床面積に応じた金額（変更認定申請についても同額）

延べ床面積	手数料
300㎡以内のもの	14,700円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	35,300円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	98,600円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	154,000円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	193,000円
25,000㎡を超えるもの	241,000円

【認定申請手数料計算例】

(1) 1,000㎡の店舗を申請する場合

35,300（円/棟）

(2) 70戸建、（共同住宅の）共用部分の面積が800㎡のマンションの1階に1,000㎡の店舗が存する場合にあって、全ての住戸（70戸）の認定申請と住棟単位の認定申請をする場合

98,600円+35,300円+35,300円=169,200（円/棟）

(3) 70戸建、（共同住宅の）共用部分の面積が800㎡のマンションの1階に1,000㎡の店舗が存する場合にあって、35戸のみの住戸単位の認定申請と住棟単位の認定申請をする場合

98,600円+35,300円+35,300円=169,200（円/棟）

※住戸単位の申請が少なくなっても共同住宅の総戸数により住戸部分の申請手数料が決まるため、(2)と同額となる。

2. 法第55条第1項に係る変更認定申請手数料

（工事着手予定時期、工事完了予定時期の変更）

変更の単位	手数料
1戸又は1棟につき	1,000円

3. 法第54条第2項に係る申し出をする場合

上記手数料の他、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算します。
また、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、建築基準法に定める構造計算適合性判定に要する手数料の額を加算します。

☆お問い合わせ先

北海道建設部住宅局建築指導課建築基準グループ 電話：011-204-5578
各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係
各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係